

(参考)許可基準の概要(普通/特別規制地域)

区分	普通規制地域			特別規制地域		
	(第2種)	(第1種)	(後退距離規制適用地域)	(第2種)	(第1種)	
一般広告物						
全般	表示・設置可能 (自家広告物等と同様の基準)			不可		
自家広告物						
適用除外(許可不要)の基準	合計20㎡以内	合計10㎡以内		合計5㎡以内		
個別基準	【野立て広告塔】	高さ15m以下		高さ15m以下	高さ10m以下	
		1面30㎡以内		1面30㎡以内		
	【野立て広告板】	高さ5m以下		高さ5m以下		
		合計30㎡以内		合計30㎡以内		
	【屋上広告物】	建築物の高さの2/3以下かつ15m以下		建築物の高さの2/3以下かつ10m以下	建築物の高さの2/3以下かつ5m以下	
	【突出広告物】	出幅1.5m以下	・1面20㎡以内 ・出幅1.5m以下		・1面20㎡以内 ・出幅1.5m以下	
	【壁面広告物】	1面15㎡以内、又は壁面面積の1/5以内(注)		1面15㎡以内、又は壁面面積の1/5以内(注)		
	【塀利用広告物】	1面15㎡以内、又は塀の面積の1/5以内(注)		1面15㎡以内、又は塀の面積の1/5以内(注)		
	【電柱広告】	(突き出し)縦1.2m以下、横0.4m以下 (巻き付け)合計1㎡以内		(突き出し)縦1.2m以下、横0.4m以下 (巻き付け)合計1㎡以内		
	【はり紙等】	1面15㎡以内、又は壁面面積の1/5以内(注)		1面15㎡以内、又は壁面面積の1/5以内(注)		
	【アドバルーン】	縦20m以下、横1.5m以下		縦20m以下、横1.5m以下		
	【広告幕等】	1面15㎡以内、又は壁面面積の1/5以内(注)		1面15㎡以内、又は壁面面積の1/5以内(注)		
【のぼり】	1面につき2㎡以内		1面につき2㎡以内			
野立て案内図板						
案内図板の定義	—	(特別規制と同じ基準)		・事業所等が主要な道路に接していない場合その他のやむを得ない場合に当該事業所等へ案内し、又は誘導するために表示し、又は設置するものであること。		
距離等 (設置場所から事業所等までの道のり)	—	(特別規制と同じ基準)		10km以内		
相互間距離	—	(特別規制と同じ基準)		左右方向に50cm以上、かつ前後方向に5m以上		
高さ	広告塔 15m以下 広告板 5m以下	(特別規制と同じ基準)		5m以下		
面積	30㎡以内	・5㎡以内(同一の寸法及び形状の場合、裏面表示可) ・5以上の者が協同で表示する場合は1者3㎡以内、15㎡以内		・3㎡以内(同一の寸法及び形状の場合、裏面表示可) ・5以上の者が協同で表示する場合は1者2㎡以内、合計10㎡以内		
地図矢印の表示	—	(特別規制と同じ基準)		・事業所等に案内、誘導するための地図又は矢印を必ず表示		
案内表示の面積	—	(特別規制と同じ基準)		・板面の表示面積の3分の1以上 ・このスペースには、その他の文字、写真又は絵を記載してはならない。		
写真・イラストの使用	—	(特別規制と同じ基準)		・表示面積全体の3分の1以下 ・写真やイラストに重ねて、文字、地図、矢印を表示してはならない。		
地の色彩	—	(特別規制と同じ基準)		明度3以上、かつ彩度8以下		
電飾設備の使用	—	(特別規制と同じ基準)		・動光(電光掲示)、点滅照明、ネオン照明、光源が露出したもの(案内広告を直接照らすものを除く。)は使用できない。		
建築物等の利用	表示・設置可能 (自家広告物と同様の基準)			不可 (建物の屋上や壁面、塀には、案内図板を設置できない。)		

(注) 壁面又は塀の1面の面積が300㎡未満の場合の例(第2種普通規制地域を除く)